

海洋の

放射能汚染
と国際法

—特に原子力船との関連—

滋 小田

まえがき 本稿は、三月二五日に行なわれた日本学術会議原子力特別委員会の「海洋の放射能汚染に関するシンポジウム」特に原子力船との関連についての私の報告の原稿である。

本誌への掲載については、原子力特別委員会委員長坂田昌一教授の御諒解を得た。

際法学者の関心をひいたとはいへ、放射性物質の海洋処分という具体的な問題が国際法の立場から最初にとりあげられたのは、一九五八年のジュネーヴにおける国際連合海洋法会議であった。

アメリカ及びイギリスの代表は、問題が技術的でなお研究を必要とし、又国際連合の放

射線影響科学委員会が研究を続行中であるとすることを考慮に入れて、その時点での放射能による海水汚染に関する国際法規をつくることは消極的であった。両国代表は、条約規定をもうける代りに次のような決議を採用するよう提案した。即ち、各國が放射性物質の海洋投棄をコントロールし、基準を定め、又汚染防止の国際的に容認しうる規則を作成することを援助するため、必要なあらゆる研究を行ない措置をとるよう、国際原子力機関に勧告する、というのである。この決議案を提出するについて、アメリカ代表は、次のように述べた。放射能の集中が有害な結果を生ずることはある。一九五四年のビキニにおける核兵器の実験による被災がいくらかの国

解決が発見される前に、まだ多くの研究が必要である。いくつかの国際機関とともに国際原子力機関がこの問題を研究している。そこで、つぎの三つの原則に従うことが必要である。第一に、原子力のいつきいの方面を研究する権限のある機関の活動に干渉しないこと、第二に、研究には国際協力がなければならないこと、第三に、国際協力と研究の結果として、放射性物質の海洋投棄に関して適当な統制を諸国が行なうこと。この決議案に対して、それが微温的であるとして、反対するものも少なくはなかつた。なかでもソ連代表は、この米英共同決議案は、明示の条約規定の代りに、漠然とした決議を採用しようとするものであり、これは

廃棄物の海洋投棄を禁じようとするのではなく、かえつて投棄の権利を与えるものだと非難した。米英共同決議案は、賛成三〇、反対二九、棄権六、わざか一票の差で可決された。

しかしその後、会議の席上で海洋投棄に関する条約規定をのぞむ声が強く、この会議に原案として提出されていた条文がいくらかの修正をうけて採用されたのである。いすれの国も、国際原子力機関などを作成する基準および規則を考慮した。フランスのルソーを長とし、一一名の法律家が指名され、日本からは私がわった。この法律ペネルは一九六一年一月に第一回会合を行ない、本年一月の第

一
放性物質による海の汚染が国際法の問題としてとりあげられたのは、もとより当然のことながら、きわめて最近のことである。一九五四年のビキニにおける核兵器の実験による被災がいくらかの国

の問題に関する世界の知識は不充分で、あたっては、国際原子力機関などと協力

国際原子力機関は、科学ペネルの報告にもとづいて国際的なレベルでるべき行政上、組織上および法律上の措置を検討するための法律ペネルの召集を決定した。フランスのルソーを長とし、一一名の法律家が指名され、日本からは私がわった。この法律ペネルは一九六一年一月に第一回会合を行ない、本年一月の第

四回会合において、一四ヵ条からなる条文を採用した。この条文を拘束力のある条約という形にするか、あるいはそれは厳格ではない勧告の形式にするかについては議論の分れるところであったが、結局、技術の急速な発達と又廃棄物処分に関する科学的意見が必ずしも一致しないという事情を考慮して、さしあたりは国際原子力機関の「勧告」という形式をとることが望ましいと示唆される。実際問題として、この条文は来る五月の国際原子力機関理事会に提出され、さらに又各国の公式なコメントを求め、そこでの修正をへた上で、来年なれば頃には国際原子力機関の正式な勧告となるものと予想される。

二

さて、法律パネルの作成した最終条文を検討するに先だって、次の点は明らかにしておく必要がある。まず第一に、法律パネルは放射性廃棄物の処分行為によつてもたらされる損害に対する国際法上の責任の問題を意識的に回避したということである。即ち、放射性汚染の効果が累加されること、又汚染と損害との因果関係をたどることは困難であるということと、これらにてらし、処分行為を行なう国々の間に責任を配分することは非常に困難であると考えられたからである。原子力船の事故から来る原子力災害について

では、一九六二年プラッセルで結ばれた「原子力船運航者責任条約」がこれをカバーしているが、放射性物質の海洋処分についての国際法上の責任の問題は、具体的になんら規定されることではなく、一般国際法の原則による以外にはないであらう。

第二に注意すべきことは、法律パネルの条文は、科学パネルの報告の基礎の上にたつたものにすぎないということである。法律家は科学者の判断を国際的な規制にうつしかえようとするにすぎず、その科学者の判断というのは、ブリニールソン報告以外の何ものでもない。科学パネルは、現在は照射すみ核燃料から生ずる強い放射能の廃棄物の海洋処分は、実際の方法として推奨出来ないとのべ、他方、低レベルもしくは中レベルの廃棄物は、特定の条件の下では海中に安全に処分しうると考えた。法律パネルの条文も、まさにこの前提の上にたつものに他ならない。しかし、こうした前提に対しても、ソ連が強い反対の立場をもつてゐた。一体、ソ連が放射性廃棄物の海洋処分に反対であることは、すでに一九五八年の海洋法会議において明らかであつた。しかし、科学パネルにはソ連の科学者が招かれていなかつたため、ブリニールソン報告に対するソ連の批判的な立場は、法律パネルにおいてはじめて明らかにされたものといえる。そのソ連委員の

見解によれば、ブリニールソン報告は、海洋生物などに対する放射性廃棄物の影響に関する適切な科学的データならびに分についての国際法上の責任の問題は、ヴァーしているが、放射性物質の海洋処分についての国際法上の責任の問題は、具体的になんら規定されることなく、一般的に規定されたものではないのである。

第二に注意すべきことは、法律パネルの条文は、科学パネルの報告の基礎の上にたつたものにすぎないということである。法律家は科学者の判断を国際的な規制にうつしかえようとするにすぎず、その科学者の判断というのは、ブリニールソン報告以外の何ものでもない。科学パネルは、現在は照射すみ核燃料から生ずる強い放射能の廃棄物の海洋処分は、実際の方法として推奨出来ないとのべ、他方、低レベルもしくは中レベルの廃棄物は、特定の条件の下では海中に安全に処分しうると考えた。法律パネルの条文も、まさにこの前提の上にたつものに他ならない。しかし、こうした前提に対しても、ソ連が強い反対の立場をもつてゐた。一体、ソ連が放射性廃棄物の海洋処分に反対であることは、すでに一九五八年の海洋法会議において明らかであつた。しかし、科学パネルにはソ連の科学者が招かれていなかつたため、ブリニールソン報告に対するソ連の批判的な立場は、法律パネルにおいてはじめて明らかにされたものといえる。そのソ連委員の

見解によれば、ブリニールソン報告は、個々の水域における廃棄物の許容放度は計算し得るものであろう。しかし、ソ連委員は、ソ連の審議経過を遺憾として、その後の会期から欠席するに至り、最終条文の作成には全く参加していない。

第三に、法律パネルの作成した条文の限界は、それが個々の放射性廃棄物処分が許されるかどうかの判断の基準を全く提供していないという点が注意されなければならない。ICRPは、一九五八年九月採用したその勧告のなかで、集団に對する遺伝線量の最大許容量は、医療行為ならばに自然バックグラウンドを除いて五レムとした。そうして、廃棄物処分をふくみ、核エネルギーの開発ならびに放射線源の広範な使用計画の目的のために、そのうち二レムを集団全般の被曝のためにおいている。科学パネルは、ICRPが集団にわたりてた五レムのうち、海産物を多量に利用する国は、二五分の一、すなわち〇・二レムを海洋処分のためにとっておくことを勧告している。

たゞともこの〇・二レムという数値には問題があり、ICRPの考慮に委ねるべきことも示唆されている。しかし、もし〇・二レムあるいはその他適切な線量が海洋処分のためにわたりてられるとともとづいて、これらの問題に対する正確なデータがないために、一切の放射性廃棄物海洋処分は禁止せられるべきである、といふのである。ソ連委員は、法律パネルの途中において、放射性廃棄物海洋処分禁止の条文案を提出し、法律パネルの審議経過を遺憾として、その後の会期から欠席するに至り、最終条文の作成には全く参加していない。

第三に、法律パネルの作成した条文の限界は、それが個々の放射性廃棄物処分が許されるかどうかの判断の基準を全く提供していないという点が注意されなければならない。ICRPは、一九五八年九月採用したその勧告のなかで、集団に對する遺伝線量の最大許容量は、医療行為ならばに自然バックグラウンドを除いて五レムとした。そうして、廃棄物処分をふくみ、核エネルギーの開発ならびに放射線源の広範な使用計画の目的のために、そのうち二レムを集団全般の被曝のためにおいている。科学パネルは、ICRPが集団にわたりてた五レムのうち、海産物を多量に利用する国は、二五分の一、すなわち〇・二レムを海洋処分のためにとっておくことを勧告している。

たゞともこの〇・二レムという数値には問題があり、ICRPの考慮に委ねるべきことも示唆されている。しかし、もし〇・二レムあるいはその他適切な線量が海洋処分のためにわたりてられるとともとづいて、これらの問題に対する正確なデータがないために、一切の放射性廃棄物海洋処分は禁止せられるべきである、といふのである。ソ連委員は、法律パネルの途中において、放射性廃棄物海洋処分禁止の条文案を提出し、法律パネルの審議経過を遺憾として、その後の会期から欠席するに至り、最終条文の作成には全く参加していない。

第三に、法律パネルの作成した条文の限界は、それが個々の放射性廃棄物処分が許されるかどうかの判断の基準を全く提供していないという点が注意されなければならない。ICRPは、一九五八年九月採用したその勧告のなかで、集団に對する遺伝線量の最大許容量は、医療行為ならばに自然バックグラウンドを除いて五レムとした。そうして、廃棄物処分をふくみ、核エネルギーの開発ならびに放射線源の広範な使用計画の目的のために、そのうち二レムを集団全般の被曝のためにおいている。科学パネルは、ICRPが集団にわたりてた五レムのうち、海産物を多量に利用する国は、二五分の一、すなわち〇・二レムを海洋処分のためにとっておくことを勧告している。

たゞともこの〇・二レムという数値には問題があり、ICRPの考慮に委ねるべきことも示唆されている。しかし、もし〇・二レムあるいはその他適切な線量が海洋処分のためにわたりてられるとともとづいて、これらの問題に対する正確なデータがないために、一切の放射性廃棄物海洋処分は禁止せられるべきである、といふのである。ソ連委員は、法律パネルの途中において、放射性廃棄物海洋処分禁止の条文案を提出し、法律パネルの審議経過を遺憾として、その後の会期から欠席するに至り、最終条文の作成には全く参加していない。

リスト

1963.5.1 (No. 273)

の処分行為が許可されるべきかの決定は、社会的・経済的・政治的配慮によらなければならぬ。ここではいわゆる先着の利が認められるのか、それとも、もつとも影響をうける国を放出について最大の権利者とみなすべきか。あるいは又廃棄物の運搬経費などを考慮してその配分は決定されるべきか。問題の解決は困難をきわめるであろう。法律ペネルは実質問題に立ち入ることは出来ず、具体的な廃棄物の処分行為が国際法上許されるかどうかの点にはふれてはいない。法律ペネルにおける基本的な線は、意図された海洋処分のすべてのデータをすべての関係国に入手可能にするために、国際レベルで一定の手続規則をつくるという、いわば手続問題にすぎないのである。

三

さて、これだけのことを前提として、法律ペネルの採用した条文を簡単に検討してみよう。この条文にも、ある特定の処分行為を禁止している条項がないわけではない。第一には、いわゆる高レベル廃棄物の海洋処分の絶対的禁止である。もう少し厳密に言えば、未処理の照射すみ核燃料、および照射すみ核燃料の化学的処理における分裂生成物の分離の第一行程から廃棄物として生ずる放射性物質は、海洋に処分されてはならないのである。

ここに述べた二つの禁止条項、即ち、高レベル廃棄物の処分絶対禁止と、二〇〇メートル以下の海での容器入りもしくは固型の放棄のところでは投棄されなければならない。

第二には、容器入りもしくは固型の放棄のところでは投棄されなければならない。これは、海洋汚染防止の実質ではなく、むしろ処分に関する情報提供という手続を規定するにとどまっている。具体的にいうならば、まず廃棄物の海洋処分を行なおうとする国は、その処分についてのインフォーメーションを国際原子力機関につなぐ、又これが充分な科学的根拠をもつものでないことは承知の上で、現在アメリカや日本が用いている国内規制の基準を採用したものである。なおこれとなるんで沿岸からの距離をもつてはかる禁止水域の考え方も問題にされた。もちろんその幅を何マイルにするかは問題であり、又そこに科学的根拠を見出すことは、困難であろう。しかし沿岸住民の心理を考え、かつ処分国と沿岸国との間の無用の摩擦をさけるためには、沿岸国の同意なしには他国による処分を一般に禁止する沿岸水域をなんらかの形で制度化しておくことが必要ではないかと考えられる。一委員がのがたのように、これはコモンセンスの問題でもあった。しかし、最終条文には、この考えはあらわれていない。廃棄物の処分は實際には自國沖合でなされるという事実、とりわけ又イギリスなどにおいては多量の廃棄物が液状のまま沿岸から放出されているということから、右のような沿岸水域の有用性が疑われたのである。

ここに述べた二つの禁止条項、即ち、高レベル廃棄物の処分絶対禁止と、二〇〇メートル以下の海での容器入りもしくは固型廃棄物の処分禁止を除くなら、くりかえしのべるよう、最終条文は、海洋汚染防止の実質ではなく、むしろ処分に関する情報提供という手続を規定するにとどまっている。具体的にいうならば、まず廃棄物の海洋処分を行なおうとする国は、その処分についてのインフォーメーションを国際原子力機関につなぐ、又これが充分な科学的根拠をもつものでないことは承知の上で、現在アメリカや日本が用いている国内規制の基準を採用したものである。なおこれとなるんで沿岸からの距離をもつてはかる禁止水域の考え方も問題にされた。もちろんその幅を何マイルにするかは問題であり、又そこに科学的根拠を見出すことは、困難であろう。しかし沿岸住民の心理を考え、かつ処分国と沿岸国との間の無用の摩擦をさけるためには、沿岸国の同意なしには他国による処分を一般に禁止する沿岸水域をなんらかの形で制度化しておくことが必要ではないかと考えられる。一委員がのがたのように、これはコモンセンスの問題でもあった。しかし、最終条文には、この考えはあらわれていない。廃棄物の処分は實際には自國沖合でなされるという事実、とりわけ又イギリスなどにおいては多量の廃棄物が液状のまま沿岸から放出されているということから、右のような沿岸水域の有用性が疑われたのである。

穴を提供することになりはしないかが危惧される。

処分に関するインフォーメーションが事前に国際原子力機関に伝えられると、国際原子力機関はその処分が危険性をとどめうと思えば処分国と協議し、又は独自に汚染効果などに関する調査を開始し、その間は処分の延期を処分国に勧告することも出来ることになっている。こたえ、国際原子力機関はそのインフォーメーションを出来るだけ早く他国につたえ、きわめて微量かつ低レベルの放射性物質の海洋投棄をもすべて国際的規制の範囲におくことは必ずしも実際的ではない。法律ペネルの初期においては、一定濃度以上ということで国際的規制の対象となるべき放射性物質を限定したが、後にになってこの考え方は排斥され、最終条文においては、インフォーメーション送付の対象となる処分行為とは、特定の場所においてその年間放射能が一定キューリー数をこえる放射性物質を海へ投棄することとされている。ここでいう一定キューリー数というのが、どのような形で定められたのかについては今なおきわめて問題が多く、又特定の場所というのがどれだけのひろがりを意味するのか、その概念が不明確である以上、右のような規定が処分行為に対する国際的規制のぬけ穴を提供することになりはしないかが危惧される。

処分に関するインフォーメーションが事前に国際原子力機関に伝えられると、国際原子力機関はその処分が危険性をとどめうと思えば処分国と協議し、又は独自に汚染効果などに関する調査を開始し、その間は処分の延期を処分国に勧告することも出来ることになっている。こたえ、国際原子力機関はそのインフォーメーションを出来るだけ早く他国につたえ、きわめて微量かつ低レベルの放射性物質の海洋投棄をもすべて国際的規制の範囲におくことは必ずしも実際的ではない。法律ペネルの初期においては、一定濃度以上ということで国際的規制の対象となるべき放射性物質を限定したが、後にになってこの考え方は排斥され、最終条文においては、インフォーメーション送付の対象となる処分行為とは、特定の場所においてその年間放射能が一定キューリー数をこえる放射性物質を海へ投棄することとされている。ここでいう一定キューリー数というのが、どのような形で定められたのかについては今なおきわめて問題が多く、又特定の場所というのがどれだけのひろがりを意味するのか、その概念が不明確である以上、右のような規定が処分行為に対する国際的規制のぬけ穴を提供することになりはしないかが危惧される。

処分に関するインフォーメーションが事前に国際原子力機関に伝えられると、国際原子力機関はその処分が危険性をとどめうと思えば処分国と協議し、又は独自に汚染効果などに関する調査を開始し、その間は処分の延期を処分国に勧告することも出来ることになっている。こたえ、国際原子力機関はそのインフォーメーションを出来るだけ早く他国につたえ、きわめて微量かつ低レベルの放射性物質の海洋投棄をもすべて国際的規制の範囲におくことは必ずしも実際的ではない。法律ペネルの初期においては、一定濃度以上ということで国際的規制の対象となるべき放射性物質を限定したが、後に

なく、それが出来なければ、自らの意見を述べ、処分国はこの意見に対し充分な考慮を払わなければならないということがあった。この両説は互に最後までゆづらず、さしあたりパネルの最終条文では、この二つがオールタナティブとして並記されている。いずれをとるにせよ、ここで重ねて注意しなければならないことは、このような処分をめぐる国家間の紛争の解決の方法が考えられているのに對して、その紛争の解決にあたって、どのような基準が用いられるべきかというについて、最終条文は全くふれていらない、否むしろふることが出来なかつたということである。

法律パネルの最終条文は、その他に処分の後における年次総会報告や又処分後の海洋モニタリングなどを処分国に義務づけている。

四

次に、原子力船による放射性汚染の問題について見たい。原子力船の危険性が問題になるとすれば、ひとつには事故にともづくものである。

事故に対する安全性を高めるために、原子力船において万全の措置がとらえなければならないが、これについては、一九六〇年の「改正海上人命安全条約」が、原子力船に関する一章に、いくらかの規定をおいている。原子力船の原

子炉装置は主官庁の承認を得たものでなければならず、かつそれは船舶用としての特殊な条件を考慮して設計されたものと記されている。いすれをとるにせよ、ここでも年間に一回の検査を経、又証書をそなえなければならない。こうした一般的規定は条約附属規則に記されていることにについて、最終条文は全くふれていない。

法律パネルの最終条文は、その他の作業に由来する。原子力船はもちろん原子炉によって運転を行なうものであるから、その運転から生ずる放射性廃棄物は通常の原子炉からのものと本質的に異なるわけではない。その具体的な内容については、科学パネルが資料を提供している。

使用する核燃料は非常に高度の放射能をもびいることはいうまでもない。それ以外の廃棄物としては、加温により膨張した容積から由来する低レベルの流出液と、器具などの汚染除去のために使われた海水などが考えられるが、これらがイオン交換体によつてスクリーンされるとすれば、その放射能はほとんど問題にならない程度であるといわれる。主として問題になるのは、中レベルの廃棄物たる使用ずみのイオン交換体であろう。

子炉装置は主官庁の承認を得たものでなければならず、かつそれは船舶用としての特殊な条件を考慮して設計されたものでなければならない。又主官庁は原子力災害を生じないことを確保するための措置をとる義務をおついている。原子力船は少なくとも年に一回の検査を経、又証書をそなえなければならない。こうした一般的規定は条約附属規則に記されていることについて、最終条文は全くふれていない。

法律パネルの最終条文は、その他の作業に由来する。原子力船はもちろん原子炉によって運転を行なうものであるから、その運転から生ずる放射性廃棄物は通常の原子炉からのものと本質的に異なるわけではない。その具体的な内容については、科学パネルが資料を提供している。

使用する核燃料は非常に高度の放射能をもびいることはいうまでもない。それ以外の廃棄物としては、加温により膨張した容積から由来する低レベルの流出液と、器具などの汚染除去のために使われた海水などが考えられるが、これらがイオン交換体によつてスクリーンされるとすれば、その放射能はほとんど問題にならない程度であるといわれる。主として問題になるのは、中レベルの廃棄物たる使用ずみのイオン交換体であろう。

子炉装置は主官庁の承認を得たものでなければならず、かつそれは船舶用としての特殊な条件を考慮して設計されたものでなければならない。又主官庁は原子力災害を生じないことを確保するための措置をとる義務をおついている。原子力船は少なくとも年に一回の検査を経、又証書をそなえなければならない。こうした一般的規定は条約附属規則に記されていることについて、最終条文は全くふれていない。

法律パネルの意見にもとづいて、法律パネルもいろいろの検討を行なつた。しかし、結果から言えば、最終条文は原子力船に関して一言もふれていない。ということは、原子力船の放射性廃棄物の処理系には監視装置をもうけるべきである。そして又、公海における廃棄物処理に対する放射線の最大許容レベルは、国際基準が確立された場合、これに従うべきであるといすぎない。

科学パネルは、原子力船からの使用する核燃料は絶対に海洋処分を許さないという立場をとり、他の種の廃棄物の受容体としては、海を三つの異なった水域にわけた。即ち、第一に港湾およびその他の沿岸至近の水域における原子力船からの放射性廃棄物投棄は、すべてその地域の管理当局により制定された諸条件に合致しなければならず、第二に沖合二マイルから、水深四〇〇メートルもしくは距岸一〇マイルのいすれか遠い方の線まで、低レベルの液状廃棄物を安全にうけ入れるには適しているが、使用ずみイオン交換体の放出には適さない。しかし第三にそれ以遠の海域においては、使用ずみイオン交換体からくる中レベル廃棄物も、人体に許されないほどの危険をともなうことなく受け入れ得ようというところであつた。

シリスト

1963.5.1 (No. 273)

この領海というのがどれだけの幅のものであるかは今日国際法上も必ずしも明確に断定することは出来ない。三マイルよりも狭くなく「二マイルよりはひろくな」とは言える。この自國領海内においては、たとえ冷却水などの極低レベルの廃棄物の投棄なども外国原子力船に禁ずることは可能である。

一九六〇年の「改正海上人命安全条約」は、原子力船の寄港について、特別の規定をもうけている。即ち、原子力船はその訪れようとする国の政府に対し、安全評価書を、船の安全性を評価しうるよう十分前もって提供しなければならない。もとより原子力船の安全性につき、あるいは廃棄物処理につき疑問があれば、その入港を拒否することは可能である。さらに又、原子力船は、船内に有効な原子力船安全証書があること、ならびに海上または港内において、船員、旅客、公衆、水路、食物および水資源に対し不当な放射線またはその他の災害を生じないことを確保するために港に入る前および港内において、港湾当局の特別な監督に服さなければならないことになっている。

五

原子力船に対する国際法上の規則も、一般には原子力軍艦に適用がない。現在就航している原子力船のはほとんどが軍艦

であり、将来も又そのような事情に大きな変化が期待出来ないとすれば、原子力軍艦を原子力船に関する安全性や廃棄物投棄の国際規制から除外することは、原子力船に関する規制を有名無実のものとしまつということは事実である。しかし他方、軍艦が国際法上疑う余地なく認められてきた治外法権を否定することも、とくにイギリスやアメリカの委員会は軍艦をその適用の対象から除外したことではない。「改正海上人命安全条約」は軍艦を母国の浮べる領土として、他国として反対した。問題は政府レベルに委ねられることになったが、事情が変る可能性はきわめて少ないと思われる。もちろん、一九六二年の「原子力船運航者責任条約」においては原子力軍艦がその適用の対象にふくまれてることは事実である。しかし、すでにおこした事故に対して補償を請求するということは、個々の軍艦のあり方又はその行動を規制するということと別問題である。原子力軍艦が内在する危険性は、国際法の適用によつてではなく、むしろ世界的な規模における軍縮会議などでの原子力軍艦禁止などによってはじめて避けられるのではないか。

なお、いざれの國も外國軍艦の旗國との間に特別のとりぎめがない限り、軍艦を領海もしくは港から排除することが出

来る。ここで特別のとりぎめがない限りとのべたが、日本とアメリカの間には、「安全保障条約」および「アメリカ軍隊の地位に関する協定」があるということ認められたが、依然として旗国の管轄の下にある。港湾当局といえども、軍艦は母国の浮べる領土として、他国の港においてすら、依然として旗国の管轄の下にある。(おだ・しげる)東北大學教授)

長の許可なしには、その外國軍艦に立ち入ることは許されない。もちろん、軍艦も全く自由な行動が許されているわけである。

軍艦は母国の浮べる領土として、他国

の港においてすら、依然として旗国の管轄の下にある。港湾当局といえども、軍艦はやはり沿岸国の管轄の下にたつのではない。

訴訟と裁判

岩松三郎裁判官還暦記念

A5 八八六頁
定価一五〇〇円

序文	妻栄	我妻栄	審決の司法審査	兼子一
日本憲法と司法	平賀健太	平賀健太	行政訴訟における立証責任	滝川敏一
民事訴訟の動的構造	磯村義利	磯村義利	税務訴訟の立証責任と	
当事者参加について	森静雄	森静雄	適法性の推定	斎藤秀夫
請求について	小山昇	小山昇	米連邦行政訴訟における	
いわゆる株主総会決議			若干の訴訟要件の問題	中村治朗
無効確認の訴について	松田二郎	松田二郎	株券の除権判決の効力	小川善吉
口頭主義の反省	近藤完爾	近藤完爾	非訴訟事件の裁判の既判力	市川四郎
利害相反の共同訴訟人間	西村宏一	西村宏一	家事審判の本質	鈴木忠大
の訴訟法律関係			滞納処分の強制執行の競合	菊井維大
證拠における弁論主義	村松俊夫	村松俊夫	親子関係の存否に関する	阿川清道
鑑定	岩野徹	岩野徹	戸籍訂正について	
英米民事訴訟			刑事訴訟の客観的範囲	伊達秋雄
における公判準備手続	古閑敏正	古閑敏正	少年審判の機能と構成	青柳文雄
アメリカ民事訴訟におけるPre-trial Conferenceについて	川上泉	川上泉	森田宗一	
仮処分の本案化	沢栄三	沢栄三	岩松三郎先生略歴	
公法關係の特質と			あとがき	垂水克己
抗告訴訟の対象	白石健三	白石健三		